

事務連絡
令和5年11月6日

各都道府県教育委員会免許事務主管課
教職課程を置く各国公私立大学担当課
放送大学学園担当課 御中
各指定教員養成機関担当課
独立行政法人教職員支援機構担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室法規係

教育職員免許法等に係る質問等に関する留意事項について（依頼）

平素より円滑な教員免許事務の実施に御尽力くださりありがとうございます。

教育職員免許法をはじめとする教員免許関係の諸法令については、各都道府県教育委員会・大学等から、その運用や解釈等について、都度質問等を頂戴しているところです。

この度、質問等に対する回答を円滑かつ正確に行う観点から、質問等を送付される際に留意いただきたい事項について整理しましたので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

- (1) 質問等の前に、関係法令の条文、法令制定又は改正時の施行通知又は事務連絡、文部科学省ホームページ、教員免許ハンドブック、過去に示した Q&A などを必ず確認いただき、自己解決に努めていただきたいこと。
- (2) 質問事項等に関し、組織内の他の担当者や前任者に確認するなど、組織内で知識を継承し、解決に努めていただきたいこと。
- (3) 質問等を行う際は、末尾に記載のメールアドレス宛にメールにて送付いただきたいこと。電話での問合せは、回答に当たって考慮すべき事項や、前提となる情報等について必ずしも正確に聞き取り等ができない場合があるほか、聞き間違い等により不正確な回答になる恐れもあることから、原則として受け付けしかねること。

(4) 万一にも誤った回答や誤解を生ずる回答となることを避け、円滑かつ正確に回答を行うため、質問等を送付する際は、少なくとも以下の事項を明確に記載いただきたいこと。

- ① 質問等の発端となった事実関係 (※1)
- ② 質問等に関する組織としての見解
- ③ ②の見解に至った根拠 (条文、過去解釈、Q&A 等)
- ④ ①～③を踏まえ、法令解釈等において疑義のある点及びその理由 (※2)

※1 回答に当たって必要な情報が不足している場合には、文部科学省から追加での情報提供等を求める場合がある。

※2 例：「教育職員免許法第○条第○項について、～～～の理由から、□□と解釈とすべきか、△△と解釈とすべきか判断しかねている」 など

(5) 当省では、各都道府県、大学、一般の方からの多様な質問等を恒常的に受けており、順次での回答となることから、回答希望日の指定には必ずしも対応できないこと。

(本件担当)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員免許・研修企画室 法規係

Tel : 03-5253-4111(内線 3573)

Mail : menkyo@mext.go.jp